

# 若手研究者交流支援事業—東アジア首脳会議参加国からの招へい— 平成 21 年度 第 2 回 募集要項

平成 21 年 5 月  
独立行政法人 日本学術振興会

## 1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science: JSPS）は、我が国の大学等学術研究機関において、アジアを中心とした国々の大学院生（博士課程、修士課程）やポスドク等の若手研究者を受け入れ、研究に従事する機会を提供する「若手研究者交流支援事業」を実施しています。

平成 19 年 1 月にフィリピンで開催された第 2 回東アジア首脳会議（East Asia Summit : EAS）において、安倍内閣総理大臣（当時）より、EAS 参加国から、今後 5 年間、毎年 6,000 人程度の青少年を日本に招へいする交流計画（Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths – JENESYS プログラム）が提案されました。

本事業は、この JENESYS プログラムの一環として、次世代を担う若手研究者の交流を通じて、アジアを中心とした国々との地域協力の実現を目指すものです。

我が国の大学等研究機関による計画的な研究者交流を、本事業において支援することにより、アジアを中心とした国々との研究者間のネットワークの形成・強化、当該地域における高度人材育成及び科学技術コミュニティの形成等が期待されます。

なお、本事業は、以下の諸国を対象として行うことを本会が委託されたものであり、これらの国との交流を促進するために実施します。

### 【対象国】

ASEAN 加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）の学術研究機関等との交流を促進するものです。なお、これらの国との交流をより効果的にするため、オーストラリア、ニュージーランド、インドを含めた交流計画とすることができます。

## 2. 対象分野

人文・社会科学及び自然科学の全分野

## 3. 申請資格等

### 3-1. 申請機関等

申請機関は、我が国の大学等学術研究機関とします。

申請の単位は、機関内の部局（研究科・研究所等）とし、機関の長がとりまとめて申請するものとします。

同一機関内の複数の部局が共同して 1 件の申請をすることもできますが、その場合も、いずれか 1 つの部局から、部局代表者、コーディネーター（3-2. 参照）を挙げてください。

1 機関から複数の申請をすることも可能ですが、受入機関としての全体的な組織・体制の整備が求められます。なお、審査においては、特定の機関に採択が集中しないように考慮することもあります。

### **3-2. 申請機関の体制**

申請機関は、以下の組織体制を備えることとします。

#### **〈機関代表者〉**

申請機関の長。

#### **〈部局代表者〉**

申請の単位となる部局（研究科・研究所等）の長。

部局代表者が、本募集への申請、交流計画の策定、経理管理、交流の実施、実施報告等において、責任を負うものとします。

#### **〈コーディネーター〉**

申請の単位となる部局に所属する常勤または常勤として位置づけられている研究者であって、当該部局の交流計画の策定、実施、報告等の統括を行う者。

#### **〈受入研究者〉**

申請機関または協力機関（3-3. 参照）に所属する研究者であって、交流の実施において、個々の若手研究者の受入・指導や、それにかかる連絡調整に責任を負う者。（複数名）

#### **〈事務担当者〉**

申請機関に所属する事務担当者であって、個々の研究者の派遣・受入を管理し、本会からの委託経費の管理を行う者。（複数名も可）

### **3-3. 申請機関と他機関との連携**

#### **〈交流相手機関〉**

対象国の大学、研究機関等。複数の交流相手機関を設定することも可能です。

なお、大学間協定等により、すでに協力関係が構築されている機関を交流相手機関とすることが望まれます。

#### **〈協力機関〉**

当該交流に、申請機関以外の我が国の大学等研究機関を協力機関として含めることができます。

招へいする若手研究者（以下、「招へい若手研究者」という。）が、協力機関において研究を行うことは可能ですが、その場合においても、申請機関が受入機関としての役割（経費の支給等）を担うこととします。

### **3-4. 招へい若手研究者の資格要件**

招へい若手研究者は、以下（1）～（3）すべての要件を満たすこととします。

#### **（1）国籍の要件**

主に、ASEAN 加盟国（インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス）の国籍を有する者とします。その他、オーストラリア、ニュージーランド及びインドの国籍を有する者を含めることができますが、特に ASEAN 諸国との交流を促進するという本事業の目的に鑑み、ASEAN 加盟国以外の国籍を有する者の割合は、招へい若手研究者数全体の 3 割程度に収めることとします。

## (2) 学位の要件

大学院（博士課程または修士課程）に在籍する者、または日本における研究開始時点で博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後6年未満の者

## (3) 在籍・所属の要件

原則として、上記（1）国籍の要件に挙げる国の大学等研究機関に所属する者。それ以外の国の機関に所属する者を含めることもできますが、その割合は、招へい若手研究者数全体の20%を超えないこととします。

### 3-5. 申請上の留意事項

- (1) 本会の「特別研究員」、「海外特別研究員」、「外国人特別研究員」、「論文博士号取得希望者に対する支援事業」のいずれかに採用されている者を、本事業の招へい若手研究者に切り替えることはできません。また、これらの者に対して、いかなる名目においても、本事業により金銭的支援を行うことはできません。
- (2) 本会の国際交流事業を実施中であるか、あるいは過去5年間に本会国際交流事業に採択されたことがあるコーディネーターは、その事業の成果（見込み）と今回申請の本事業との関連性がある場合にはそれを明確にしたうえで申請してください。

## 4. 採択件数

約15～20件

## 5. 本会が支援する交流計画の内容と経費及び支援期間

本事業の実施は、申請機関に対して、本会が業務委託する方法によります。

### 5-1. 委託費総額

以下に示す事業実施経費（5-2参照）と事務運営費（5-3参照）を合わせ、申請単位1件あたり1,000万円以内

なお、委託費の額は、採択後に提出する実施計画に基づき、協議のうえ決定します。

### 5-2. 支援内容（事業実施経費）

#### (1) 招へい若手研究者に対する支援

招へい若手研究者が、申請機関において研究活動を行うための次の経費：

往復航空賃、滞在費、海外旅行傷害保険、国内研究旅費、共同研究にかかる調査研究費

※申請機関は、若手研究者の招へい計画（人数、期間、支給金額等）を立てることとします。（申請書11ページ「12. 経費」欄に記載してください。）なお、1申請あたり、10名以上の若手研究者を招へいすることとします。

※本事業の経費により招へいする期間は、原則として1回あたり14日以上（ただし、1人あたり総計90日以内）を基本とします。

※1人あたりの支給金額は、原則として、別途定める規定により算出します。

#### (2) 日本側研究者等の派遣に対する支援

申請機関のコーディネーターまたは受入研究者等を、交流相手機関等に派遣することにかかる経費：

往復航空賃、日当・宿泊料、調査研究費

※ただし、日本側研究者の派遣にかかる経費は、事業実施経費の20%以内とします。

### 5-3. 事務運営費

事業実施経費総額の概ね7%以内を事務運営費として使用することができます。主な用途は、以下のとおりです。

交流実施事務の遂行上必要となる国内旅費、物品費、謝金等

### 5-4. 支援期間

本事業経費による交流は、平成21年10月以降に開始し、平成22年9月末までに終了することとします。

ただし、やむを得ない事情により計画を延長しなければならない場合には、振興会の承認により、延長の可能性があります。その場合も、委託費総額は1,000万円以内とします。

## 6. 申請手続

### (1) 提出書類

機関長を申請者として、次の書類を、申請受付期間中に本会へ提出してください。個人申請は受け付けません。

〈提出書類〉

○機関長による申請関係書類送付状（公文書原本。様式は任意）：

（1機関につき）1部

○申請リスト：（1機関につき）1部

○申請書：正本1部、写し7部（A4版、両面コピー）

○CD-R（申請リスト、申請書の電子データを収納）※表面に機関名、機関コードを記載：（1機関につき）1枚

※各種コード表は、本会のWebページからご参照いただけます。

<http://www.shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/chordlist.html>

### (2) 申請受付期間

平成21年6月3日（水）～平成21年6月9日（火）（本会必着）

## 7. 審査方針

### (1) 【交流計画の独自性】

- ・申請機関において、本事業が対象とする国々から組織的に若手研究者を受け入れる目的が明らかであるか。
- ・日本側受入機関と相手国側派遣機関との連携の内容に特色や独自性があるか。

### (2) 【交流対象者の質の確保体制】

- ・公的資金による助成を受けるにふさわしい一定レベルの若手研究者を、交流対象者として確保するための適切な体制が組み立てられているか。
- ・招へい若手研究者の選定方法が、具体的に計画されており、事業の目的に適したものであるか。

### (3) 【事業実施計画の具体性・実現可能性】

- ・申請機関が設定した事業目標の達成に向けた計画が具体的であり、実現性の高い内容であるか。
- ・招へい若手研究者の活動の支援について、具体的かつ効率的に計画されているか。
- ・交流計画について、交流相手機関との連絡・準備が十分になされているか。

#### (4) 【交流計画の将来性】

- ・申請機関の研究活動、教育活動の国際的展開に貢献するものであるか。
- ・本事業終了後も、交流相手機関との間で、継続的な交流が期待できるか。
- ・アジアを中心とした国々における高度人材育成や、地域の科学技術・学術コミュニティの形成に資するものであるか。
- ・アジアを中心とした国々との人脈の形成・強化・拡大に貢献するものであるか。

#### (5) 【事業運営体制の整備】

- ・受入機関として本事業実施のための組織的運営体制が整っているか。
- ・招へい若手研究者が滞りなく研究活動を遂行できるよう、必要な体制を整えることができるか。

### 8. 選考方法と選考結果通知

本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により選考を行います。選考結果は、平成 21 年 7 月下旬頃（予定）に、申請機関長宛に通知します。

### 9. 採択決定後の手続

本会は、申請機関長宛に、事業実施に必要な諸手続を通知します。

### 10. 採択機関の義務

#### (1) 事業進捗状況等の報告

採択機関は、本会の求めに応じ、支援期間中に事業（経理処理を含む）の進捗状況を報告するとともに、期間終了後に、その実績を報告する義務を負います。

#### (2) 研究成果の本会への伝達と積極的公開

採択機関は、招へい若手研究者の滞在終了後、研究成果を、日本語または英語にてとりまとめ、本会に伝達するとともに、それらを、日本語または英語（あるいはその他の外国語）によって社会に対して積極的に公開する義務を負います。

本事業の実施により生じた成果物の権利について、本会は関与しませんが、成果発表に際しては、本会の支援を受けたことを明記してください。

#### (3) 研究者の受入体制整備

採択機関は、招へい若手研究者の受入にあたり第一義的な責任を有しており、受入にあたっては人権侵害行為及びハラスメント行為が発生しないよう、受入体制を整えることとします。また、招へい若手研究者の来日前に必要な手続（査証の申請手続きを含む）や日本における円滑な生活に必要な指導・助言・協力を行ってください。

受入にあたっては、招へい若手研究者の日本における研究活動等について、受入研究者と交流相手機関における指導教員の間で、事前に十分な連絡がなされるよう配慮してください。

採択機関は、研究活動の不正行為及び経費の不正使用等の防止について積極的に取り組み、また問題が生じた場合はその解決に努めることとします。

## 1 1. その他留意事項

- (1) 本会は、本事業実施期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、一切の責任を負いません。
- (2) 申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「個人情報保護規定」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会若手研究者交流支援事業の業務遂行のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）します。  
なお、採択された事業については、申請機関名、協力機関名、コーディネーター、受入研究者、事務担当者の氏名・職名・所属部署名、交流相手機関名、実施計画、実績報告及び評価結果等が、本会のホームページにおいて公表されるほか、関係機関へ周知されることがあります。
- (3) 研究者等による競争的資金等の不正使用等や教育研究活動における不正行為（ねつ造、改ざん、盗用等）、指導的立場を利用したセクシュアルハラスメント等の非違行為、法令違反等が認められた場合は、採択の決定の取消し、既に配分された資金・経費等の一部又は全部の返還等のしかるべき措置を行います。  
ただしその場合においても、当該招へい若手研究者が希望する限り、予定の滞在・研究計画を遂行するために必要な措置を、採択機関の責任において講じなければなりません。  
競争的資金等の適正な使用等については、別紙（「競争的資金等の適正な使用等について」）をご参照ください。
- (4) 本会は、軍事に直接係わる研究を支援しません。軍事に係わる研究については、審査において慎重に審議を行います。
- (5) 経費の取扱いについては、別途定めます。

## 1 2. 照会先

〒102-8471 東京都千代田区一番町6  
独立行政法人 日本学術振興会 国際事業部 人物交流課  
(若手研究者交流支援事業 担当)  
電話：03-3263-1864  
※9:30～17:30 土・日曜日、国民の祝日を除きます。  
FAX：03-3263-1854  
e-mail：ea-youth@jsps.go.jp